

議案第 2 1 号

長久手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
について

長久手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり定めるものとする。

令和 8 年 2 月 1 9 日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、災害が発生した現場で応急作業等に従事した職員に
対し、災害応急作業等手当を支給することに関し、長久手市職員の特殊勤務手
当に関する条例の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

長久手市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和55年長久手町条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当の支給)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 災害応急作業等手当</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(災害応急作業等手当)</u></p> <p>第6条 <u>災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。</u></p> <p><u>(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査(次項において「応急作業等」とい</u></p>	<p>(特殊勤務手当の支給)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p>

う。)

(2) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された長久手市以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急対策の作業

(3) 前2号に掲げる作業に相当すると市長が認める作業

2. 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業のうち、巡回監視 710円

(2) 前項第1号の作業のうち、応急作業等 1,080円

(3) 前項第2号の作業 1,080円

(4) 前項第3号の作業 1,080円を超えない範囲内において、市長が定める額

3. 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額(同一の日において当該各号に掲

げる場合の2以上に該当するとき
は、当該各号に定める額のうち最も
高い額)とする。

(1) 第1項第1号の作業又は同項
第3号の作業(同項第2号に掲げ
る作業に相当する作業を除く。)
が日没時から日出時までの間に
おいて行われた場合 前項に定
める額にその100分の50に
相当する額を加算した額

(2) 第1項第1号の作業又は同項
第3号の作業(同項第2号に掲げ
る作業に相当する作業を除く。)
が市長が著しく危険であると認
める区域で行われた場合 前項
に定める額にその100分の1
00に相当する額を加算した額

(3) 第1項第2号の作業又は同項
第3号の作業のうち同項第2号
に掲げる作業に相当する作業が
深夜において行われた場合 前
項に定める額にその100分の
50に相当する額を加算した額

(用地交渉等手当)

第7条 (略)

(行路死病人手当)

第8条 (略)

(委任)

第9条 (略)

(用地交渉等手当)

第6条 (略)

(行路死病人手当)

第7条 (略)

(委任)

第8条 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案の概要

1 改正の趣旨

この条例は、災害が発生した現場で応急作業等に従事した職員に対し、災害応急作業等手当を支給することに関し、長久手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するものです。

(背景・目的) 国家公務員における運用及び技術的助言に伴い、災害が発生した現場で応急作業等に従事した職員に対し、災害応急作業等手当を支給できるようにするために条例の改正を行うものです。

2 改正の内容

- (1) 特殊勤務手当の種類に災害応急作業等手当を追加すること。(第2条及び第6条関係)
- (2) 所要の規定の整理を行うこと。

3 今後の影響

災害が発生した現場で応急作業等に従事した職員に対し、災害応急作業等手当を支給することが可能となります。

4 附則について

この条例は、令和8年4月1日から施行するものとします。